

芦屋市緑の基本計画（原案）に係る市民意見募集 【実施結果】

1 募集期間 令和2年12月14日（月）～令和3年1月22日（金）

2 提出件数 3人／7件

3 意見の要旨及び市の考え方

取扱区分：A（意見を反映）2件，B（実施にあたり考慮）3件，C（原案に考慮済み）0件，

D（説明・回答）2件

No.	該当箇所	市民からの意見（概要）	取扱区分	市の考え方
1	全般	本計画は網羅的に書かれており，部署間の連携関係は分からないが，担当部署では，計画達成が可能な人員や予算となっているのか。本計画に関する分野に継続的に従事する職員の確保・育成を望む。	D	本計画に示す施策を推進していくため，必要な組織体制等の構築や職員の知識の習得・継承に努めてまいります。 また，関連計画並びに関係部署間との連携を図るとともに，市民・事業者の皆様との協働により目標の実現に向け，取り組んでまいります。
2	全般 1. (3)緑の将来像 ※P3	国際性，文化性あふれる住宅都市を目指すのであれば，世界中で取り組まれている，地球温暖化防止，CO2削減，グリーンリカバリーへの貢献の視点を加えるとともに，関連して，神戸の石炭火力発電所新增設の問題点等にも言及してほしい。	A	本計画では，「緑の効果」として生物多様性や自然環境保全にも触れつつ，これらにも貢献する緑地の保全及び緑化の推進のための施策に取り組むこととしております。 また，地球温暖化を防ぐための取組等につきましては，ご意見のとおり，重要な視点と認識しておりますので，本計画にも追記するとともに，「第3次芦屋市環境計画」と連携を図りつつ，実施してまいります。
3	2. (4)施策体系 ※P13 〈基本方針 1-2〉	街路樹の管理に関して，市民が積極的に参加し，市と協働して取り組むことは望ましいが，高齢化等により継続が困難となるのではないかと。落ち葉清掃に関しては，景観維持の観点から市が財政支出してはどうか。	B	街路樹の適正な管理につきましては，現在策定中の街路樹更新計画と連携を図りつつ，市が主体となって行っていくことを基本としていますが，落ち葉の多い路線につきましては，市がごみ袋，清掃用具等の資材準備をはじめ，維持管理の体制づくりを主導するとともに，地域の皆さまの協力も得つつ，協働による管理を実施してまいります。
4	2. (4)施策体系 ※P13 〈基本方針 1-2〉	落ち葉が問題だからといって樹を切ることはやめてほしい。美しい街には樹が必要。 （「街路樹更新計画」と同意見）	B	これまで樹木の剪定を行う際に，落ち葉の多い路線については時期を調整していた側面があり，ご意見をいただいている状況となっております。 今後の街路樹の維持管理につきましては，地域住民の負担を軽減できるような形での協働した落ち葉清掃のあり方を検討し，四季を感じてもらえるような街路樹の維持管理を進めていきたいと考えております。

5	2. (4) 施策体系 ※P13 〈基本方針 1-5〉	山火事への消防対策が必要ではないか。消火栓の定期的な点検や訓練を行っているのか。	D	市内の消火活動に必要な消防水利につきましては、定期的な点検及び管理を行っております。また、山火事を想定した林野火災防ぎょ訓練も定期的の実施しているところです。
6	2. (3) 地域別方針 ※P8 2. (4) 施策体系 ※P13, 14 〈基本方針 1-5〉 〈基本方針 2-2〉	ハイキングコースの整備は、市民やハイカーにとって重要であり、健康維持に役立つ。	A	「六甲山の緑」は地域別方針において、「森林レクリエーションの場として活用」することとしておりますが、ご意見のとおり、ハイキングは重要なレクリエーションと認識しておりますので、同方針に健康増進の観点を追記いたします。 また、安全に利用していただける環境づくりに努めてまいります。
7	2. (4) 施策体系 ※P14 〈基本方針 1-8〉	民地の樹木が繁って道路にはみ出し、通行の支障となっている状況でも、市は何の対応も行なっていないように見受けられる。 樹木所有者に対し、自治会などの協力も得ながら、伐採を要請し、応じない場合は市が代執行し、費用を請求すること等を明示するとともに、実施を求める。	B	民地の樹木による通行阻害等への対応といたしましては、居住者への訪問による剪定の要請や、必要に応じて所有者に文書を送付し、改善を求めています。 代執行につきましては、現場の状況等を踏まえて判断し、安全な通行空間が確保できるよう、継続して適切な対応のもと取り組んでまいります。